

# 賃貸借契約解約通知書作成にあたってのご注意とお願い

立ち合い可能日時は、毎週水曜・第2第3木曜(夏季・年末年始休業)以外の10時から16時までとなります。

## 契約解約日

賃貸借契約書の契約解約の条項に基づき、**届出日から30日後まで賃料発生します。**

**ただし、契約開始日から1年未満での解約の場合は賃料等総額に対する1か月または2か月の違約金が発生いたします。**

## 退去(明渡し)

退去は、住宅を明け渡し鍵を返還したときに完了したものと認定します。

よって鍵の返還以降、契約解約日前でも住宅の使用はできません。

## 賃料等

契約解約日より前に住宅を退去されても、賃料の返還はありません。

## 公共料金

電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し必ず退去日までの料金を精算してください。

## 持ち込み設備

エアコン・照明器具・浄水器・食洗機・温水洗浄暖房便座等、契約者(入居者)において設置したものは、撤去の上、原状に復していただきます。万が一立ち合い時に残置された場合はその撤去処分費をお支払いいただきます。

## ゴミ

立会時には集積所にゴミがないようにしてください。粗大ごみも同様です。当日朝までにごみ収集ができないものは、移転先にお持ち帰りいただくか、処分費用をお支払いいただきます。

※粗大ごみの申請から回収まで日にちがかかりますのでご注意ください。

## 自転車・バイク

立会時には駐輪場に自転車及びバイク等がないようにしてください。撤去ができないものは処分費用をお支払いいただきます。

## 住宅の修繕

退去に際し、居住者負担に係る修繕及び取替え工事に要する費用を負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

解約の際は退去者立会いの上、住宅の修繕箇所の確認をし、後日修繕費負担額の算定をします。

# 賃貸借契約解約通知書

年 月 日(提出日)

このたび、次のとおり賃貸借契約を解約し、住宅を退去します。

氏名

印

物件名・室番					
住所					
メールアドレス					
連絡先電話番号					
引越日時	年	月	日	午前 午後	時
立会希望日時	年	月	日	午前 午後	時

■契約している業者名：必ず解約の上、配線・レンタル機器等は退室日までに撤去すること。

電気		ネット回線		その他	
----	--	-------	--	-----	--

(太線内のみ記入してください。)

契約終了年月日					
賃料発生/日割					
違約金	有・無 契約開始日から 年未満の解約となるので 違約金 円を下記口座へ 月 日までにお支払ください				

当日は鍵・印鑑・振込先のわかるものをご持参ください。

立会日	年	月	日	午前 午後	時
受理印	年	月	日	印	

【送付先】

株式会社 アメニティオカモト

FAX 048-443-6084

Eメール  
ameninfo@amenityokamoto.com